

令和7年度京丹波町インターンシップ実施要領

令和7年6月2日

総務部総務課

1 趣旨

本要領は、学生を対象として、京丹波町（以下「町」という。）において就業体験実習（以下「実習」という。）を行う場合における実施方法、実習生の資格要件、服務その他必要事項を定めるものとする。

2 実習の目的

本実習は、学生に対し、町政に関する就業体験を実施することにより、就業意識の向上や動機形成、町政に対する興味や理解を深めることを目的とする。

3 実習対象者

実習の対象者は、大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）に在学する学生であり、行政に関心が高く 服務規律等を遵守することができる者とする。ただし、高等専門学校の1年生から3年生は対象外とする。

4 募集人数

5名程度とする。

5 実習期間

実習期間は、令和7年8月4日から8月8日までの5日間とする。

6 実習時間

実習時間は、原則として、午前9時から午後5時までとし、途中60分の休憩時間を設けるものとする。ただし、実習内容により、実習時間（1日につき7時間45分の範囲内）の変更ができることとし、万が一これを超える場合は、実習期間中の日程で調整を行う。

7 受入手続き

- （1）実習を希望する大学等の学生は、大学等のインターンシップ担当窓口を通じ、京丹波町インターンシップ申込書を町に提出する。
- （2）町は、大学等から申込みがあったときは、提出書類をもとに選考を行い、受入れ可否を決定し、当該学生の在学する大学等に通知するものとする。
- （3）受入れの決定通知を受けた大学等は、町と覚書を締結するものとする。ただし、大学等で指定する覚書がある場合は、町と協議のうえ様式を変更することができるものとする。
- （4）実習が決定した学生（以下「実習生」という。）は、大学等を通じて本要領の規定を遵守するため実習の前までに誓約書を提出しなければならない。

8 身分

実習生は、大学等の学生としての身分を有するものとし、町は、職員の身分は付与しない。

9 報酬等

町は、実習生に対して、報酬、給料、手当、実習の実施に伴う食費その他の費用を支給しない。ただし、交通費についてはこの限りではない。

10 交通費の助成

- (1) 町は、実習生に対し居住地から実習地までの交通費の全部又は一部を助成する。ただし、交通費は公共交通機関の利用に限り、一日2千円を限度とする。
- (2) 町は、実習期間終了後に必要に応じて交通費の助成金の額を決定し、実習生に対し交付決定通知書によりその額を通知するものとする。

11 服務等

- (1) 実習生は、実習期間中、町民への対応、勤務態度などに細心の注意を払い、町職員の指示に従い、実習に専念しなければならない。
- (2) 実習生は、実習期間中、町職員が遵守すべき法令等を遵守しなければならない。
- (3) 実習生は、町の職務の信用を傷つけたり、不名誉となるような行為をしてはならない。
- (4) 実習生は、実習中に知り得た秘密を漏らしてはならない。実習期間終了後も同様とする。
- (5) 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合は、事前に町に承認を得なければならない。

12 実習中の事故責任等

- (1) 大学等又は実習生は、実習期間中の事故等に備えて、事前に傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。大学等は、実習生に対し、傷害保険及び賠償責任保険の加入について指導するものとする。
- (2) 実習生が、実習中及びその往復途中に生じた事故等により負った傷害や、実習期間中に故意又は重大過失によって町又は第三者に対して与えた損害は、実習生が責任を負うものとする。
- (3) 町は、実習生が、実習中及びその往復途中に生じた事故等により負った傷害や、実習期間中に故意又は重大過失によって第三者に対して与えた損害については、一切の責任を負わない。

13 実習の中止

町は、実習生が本要領に従わない場合その他実習を継続しがたい事由が生じた場合は、当該実習生の実習を中止することができる。

14 その他

- (1) 実習の実施について、疑義が生じた事項については、町と大学等が協議した上で決定する。
- (2) この要領に定めるもののほか、インターンシップの実施に関して必要な事項は、総務課長が別に定める。